

第 425 回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和6年2月6日（火）午後1時30分～同4時40分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3階会議室

2 議事

第1号議案

小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

第2号議案

あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について（諮問）

第3号議案

かれい 刺し網漁業の公示について（諮問）

第4号議案

山形県資源管理方針の変更について（諮問）

第5号議案

第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の
発動について

3 報告事項

- (1) 海面における定置網漁業の免許について
- (2) 令和5年度ハタハタ遊漁の結果について
- (3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示にかかる要望について
- (4) その他

4 出席者

山形県海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、

伊原 光臣、佐藤 栄一、本間 優子

山形県漁業協同組合

総務部長（兼）指導課長

安藤 大栄

農林水産部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

水産研究所

所長

阿部 信彦

庄内総合支所産業経済部水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長 菅原 雅直
機関長 斎藤 勝三
漁業調整主査 伊藤 寛和
山形海区漁業調整委員会事務局 海区漁業調整主査 大川 恵子

5 傍聴者 なし

6 審議概要

事務局 これより第425回山形海区漁業調整委員会を開会します。
はじめに会長より御挨拶をお願いします。

会長 今日は天候の良いところ、漁行けそうな日にお集まりいただきまして
大変ありがとうございます。なかなか令和5年度の水産関係は厳しい状況で
皆さん色々御苦労されていると思います。今後の将来を見据えた場合にいろいろ
課題はあると思います。

最近私、感じたことですが日本の分野で人手が足りない、技術を持ってい
る人が減っている、ということを痛感します。

実は私事ですが、12月から1月にかけて30年前に新築した我が家リフオ
ームを行いました。で、その時感じたこと、職人の腕が30年前に比べ
ると格段に落ちている。職人が物を知らない、取説どおりにやろうとす
る。その結果、どういう不具合が起こるか理解できていないということをさ
んざん痛感しました。

水回りも直し、30年前に作ったお風呂場も直したのですが、今の新しい
ユニットバスはバリアフリーになっていて、お風呂場の床も上げなくては
いけない、今のユニットバスは重いので、下はコンクリートを打たなくては
いけない。そこまではいいです。コンクリートを打とうとしていたので、聞
いたのです。新しく、給水管、給湯管を配管する場合はいいのですが、うち
の前のお風呂は古いタイプなので床下から給水管、給湯管が立ち上がって
いる。そこを全部今の床面までコンクリートで給水管、給湯管ごと塗り固め
ようとしたのです。聞いたのですよ。私、工務店の社長に、この工法だと、
もし、給湯管が割れたらどうするの？コンクリートを全部破壊します。当然、
上の風呂場も駄目になるよね。そうです。いくらかかるの？そうですね、給
湯管1個の配管を交換するのに300万～400万かかるのですよね。ちょっと
待て、じや要是重いからコンクリートで支えたいのだろう、だったら、うち
のお風呂は、底が頑丈な土間でできているので、その上にコンクリートの四
角いブロックを作って、並べて、その上に置けば強度はもつだろ。そうす

れば配管が壊れたときに補修できるよね。だったらいくらでできる?と聞いたら、20~30万ですかね。だったら3~400万かかるよりなら20~30万でやれることやれよ、何でこんなことするの。そうしたら、ユニットバスの取付けの説明書にそう書いてあります。この状態なのですよ。いいですよ、フロアだったら。なんかあっても金払えば済むのだから。この配管が船の配管だったらどうなるのか、死ぬのですよ、皆さんは、私も船持っていますから。こういうふうに、もう技術のない職人が増えて、車だったら道路で止まつても済む、JAFが来てくれる。船は沖で止まつたら誰も来てくれない。ま、廣徳丸さんみたいな人が救助に来てくれることもありますけどね。でも、なかなか来てもらえない。だから、人の命に係わる分野の技術者が足りない、質が低下しているというのは非常に怖いことだなあというふうに、今回30年ぶりに業者を家に入れて痛感しました。

ちなみに、仕切りを取って2部屋を1部屋にまとめてパーテーションをつけたのです。でパーテーションの取付けがうまくいかなくて、閉まらないで、呼びました。閉まるようにしてください。職人さんがきて、4時間かけて、結論、閉まるようにはなりましたが、何とか。でもぶつかるんです、ここはこれ以上直りません、我慢してください。そんな馬鹿なことはないだろう。どこを調整したのだ。ここ調整しました。ちょっと待て、俺が見てこの仕組みだと調整する所が3か所ある。1か所じや直らないよ、3か所するのじやないの、いや、できません。ちょっと待って俺に貸せ、と、職人が4時間かけてできることを私は5分でできました。このレベルなのですよ、今の職人さんは、非常に怖いと思いました。

船関係は、今言ったように人の命に係ることです。間違いない業者を選んでください。安全な航行をしていただきたいと思います。

何となく色んな作業してもらう時に、施主が目を離したらいけないのだなということを今回痛感しました。まあなかなかこれから人手不足の時代ですが、うまい具合に人のやりくりをして、山形県の水産関係を皆で知恵を絞って盛り上げていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入れります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では会長、指名をよろしくお願ひします。

会長 今日御出席の議員の中から1名は伊原委員、1名は佐藤一道委員、この2人にお願いします。よろしいでしょうか

一同 はい。

議長 はいよろしくお願ひいたします

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは次第に従いまして、議事の方から進めていきたいと思いま
す。

第1号議案

小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

議長 それでは第1号議案、小型いか釣り漁業の公示について、これにつきまし
ては水産振興課の方から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料1を御覧ください。諮問案件ということで知事から本委員会
への諮問文となります。本文から読み上げさせていただきます。（諮問文を
読み上げる）

詳しくは担当の伊藤の方から説明させていただきますので、御審議よろし
くお願いいたします。

伊藤主査 こちらの諮問は知事許可漁業である小型いか釣り漁業の県外船につ
いての公示となります。小型いか釣り漁業は、県内船の許可の有効期間は3
年ですが、県外船については他道県との調整が必要となることから、許可の
有効期間を1年としております。そのため、毎年この時期に新規許可の公示
を行うための諮問が必要となります。

では、御手元の資料1の諮問文書をおめくりいただいて、次のページの
資料を御覧ください。こちらの資料の1の(1)の制限措置の表を御覧く
ださい。制限措置についてですが、現在許可を行っている内容と同じで、
操業区域も変更はございません。漁業時期につきましても、これまでと変
更なく、5月1日から4月30日までの周年としております。また推進機関
の馬力数につきましては、県内船と同様に定めなし、総トン数は山形県漁
業調整規則第5条第1項第10号に記載されているとおり、5トン以上30
トン未満としています。なお許可又は認可をすべき船舶等の数について、
山形県では漁業を営む者の資格としての住所等の要件及び陸揚げ港の確保

を行った者であることの要件を満たす者であれば申請を受け付けることとしておりますが、隣県の秋田県及び新潟県については、陸揚げ港の確保の要件を除いております。ちなみに、事前に各道県に希望隻数の調査を行っておりますので、その隻数内容を県漁協さんとも共有し、希望隻数の合計隻数程度の陸揚げ港の受け入れは可能ということで調整しており、予定としては230隻程度を見込んでおります。

次に裏面にいきまして、(2)の申請すべき期間についてですが、例年は2月下旬から3月下旬の申請のみとしているのですが、今回の公示では、ア、イの2つの申請期間を設定しております。申請期間を2つ設定した理由を御説明しますと、資料の更に次のページに水産庁からの事務連絡を添付しておりますが、この度の令和6年能登半島地震により、災害発生市町村区域に住所等を有する漁業者が受ける知事許可漁業の許可の有効期間が令和6年6月30日まで延長されることとなりました。

これを受けまして、被災した県外船の小型いか釣り漁業者が通常の申請期間であるアの令和6年2月26日から令和6年3月26日までの1か月の期間で申請できない可能性があることを考慮しまして、意図して別途申請期間を設けまして、令和6年3月27日以降から許可の有効期間終了日である令和7年4月30日まで隨時申請できるようにしたものとなっております。

また、(3)の備考アの有効期間についてですが、申請期間に合わせて例年どおり申請される県外船は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの周年となります。一方、許可の有効期間が令和6年6月30日まで延長された漁業者については、有効期間は令和6年7月1日又は許可日のいずれか遅い日から令和7年4月30日までとしております。

なお、山形県が許可している県外船の小型いか釣り漁業許可でこの延長措置が適用されている者は新潟県佐渡市の9隻、石川県輪島市及び能登町の2隻、福井県福井市の3隻の計14隻となります。

最後に、(3)の備考イの条件は諮問対象外ですが、これまでどおりの条件としております。こちらの小型いか釣り漁業県外船について、県のホームページで公示を行うこととしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、今の説明に対して皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願ひします。若干、能登半島地震の関係で、変則的な期間設定になっているということです。内容はよろしいでしょうか。特に御質問御意見ないということでおよろしいでしょうか

一同 はい。

議長 では、諮問案件ですので、この内容で適当であるということを回答したいと思います。

第2号議案

あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について（諮問）

議長 では次に、第2号議案、あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について、水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料2を御覧ください。同様に諮問案件となりますので、本文から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）

詳しくは担当の伊藤方から説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、続いてお願ひします。

伊藤主査 はい、御説明申し上げます。御手元の資料を一枚諮問文書をめくっていただいて資料を御覧ください。こちらの諮問はあわびなまこ漁業（素潜り）についての公示となります。あわびなまこ漁業（素潜り）については、令和6年3月31日に許可期間が満了するため、2月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。山形県においては、ほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮しまして、許可の満了に合わせ申請すれば継続して許可の持ち続けることができる漁業、いわゆる継続漁業と位置づけられています。一方、あわびなまこ漁業（素潜り）については、次に後ろに図を添付しておりますが、操業区域が酒田港周辺の漁業権がない区域部分のみとなっております。そのため、あわびなまこ漁業（素潜り）の許可については、許可を行うにあたり毎年港湾管理者などの関係機関と許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから、1年許可として、許可満了後の次回許可にかかる申請については、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっております。つづきは、資料1の（1）制限措置を御覧ください。こちらの制限措置につきましては、昨年度から変更ではなく、隻数についても、昨年度同様の9隻となっております。また諮問外ですが、有効期間は1年で、条件等についても変更はございません。なお公示については2月15日から3月15日まで行う予定としております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただ今の説明につきまして、皆さんから御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。特にありませんか。

飯塚委員 鼠ヶ関のマリーナは、また別なのか。

議長 また別になりますね。

飯塚委員 魚だけだけども。

議長 別ですね。

伊藤主査 別です。鼠ヶ関のマリーナは別になります。

飯塚委員 はい。

議長 あんまり公示内容と直接関わるものではないのですが、南防波堤は素潜りでカキをとったりする漁師さんがいますけど、こんな最上川の河口の辺りでナマコっているものなのですか。あまり最上川の河口にナマコがいるイメージがないのですけど。

池田会長代理 北港の港内じゃないですか。

議長 一応、エリアに線が入っているので、可能なところは南防波堤の外も入っていますから、いるのかなと。実態としてわかりますか。ナマコっていうと川水が入るところにいないイメージがあったものですから、どうなのかなと思いまして。

池田会長代理 ナマコは北港で獲っているのではないか。

議長 そうですね、カキは南防波堤に付いているのは知っているのですが、ナマコがいるのかなと思いまして。いや、わからなければ結構です。ナマコの現実の生息域が酒田港近辺でどのあたりなのかわからないものですから、北港の方にいるというのは前から聞いていますが、はい、結構です。では、諮問内容につきましては委員の方から御異議等はないということでおろしいですね。

一同 (異議なし)

議長 では、こちらも諮問案件ですので、この内容で妥当であるということ
で、意見として出しておきたいと思います。

第3号議案

かれい 刺し網漁業の公示について (諮問)

議長 次に3号議案、こちらも諮問案件になります。第3号議案、かれい 刺し
網漁業の公示について、これにつきましても、水産振興課の方から御説明を
お願いします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。こちらも諮問文の方を読み上げさせてい
ただきます。(諮問文を読み上げる)

詳しくは担当の伊藤の方からご説明いたします。御審議お願いします。

議長 はい、それではお願いします。

伊藤主査 はい、説明申しあげます。こちらの諮問はかれい刺し網漁業について
の公示となります。一枚おめくりいただきて、かれい刺し網漁業許可につい
ては、許可期間中2隻の新規許可の希望がありましたので諮問するものです。
現在許可を持っている方は32隻となっています。

御手元の資料の1の(1)の制限措置を御覧ください。こちらの制限措置
については、期間中の新規のため、現在の許可内容から変更になる部分はござ
いません。また許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の2隻
としております。(2)の申請すべき期間は令和6年2月7日から令和6年
2月22日までの16日間とし、漁業時期が3月1日からのため、それに間に
合うように申請期間を短縮しております。なお、有効期間はこの漁業許可を
受けている他の方に合わせ、満了日は令和7年2月末日としております。そ
の他の条件については既に許可を受けている内容と同じになります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆様から御質
問、御意見等ありましたらお願いします。

伊原委員 確認です、これは新たに2隻ですか。

伊藤主査 新たに2隻です。

議長 カレイに関連して、また公示の件には直接関係ないことなのですが、去年1年間コロナが落ち着いて、去年の春から色々な会合が増えて、外で食事する機会が増えました。久しぶりにクチボソガレイをというものを、なかなか家庭で食べないので、何回かいただく機会があったのですが、去年に関していうと、クチボソが大きいので、1匹付けないので、2つに分けて、このお客様は頭の方、このお客様はしっぽの方、頭があたったり、しっぽがあたつたりする訳ですけども、その時に、お皿につけて丁度いいサイズがないという話があったのです。これは、水産研究所の所長の方にも伺いたいのですが、2つに分けなければ食べられないような大きいクチボソって生後何年くらいなのかということと、寿命はそもそも何歳くらいなのか、その辺りを教えていただければと思います。

阿部所長 クチボソガレイを最近目にしなくなったということを漁業者の方からもお伺いするのですが、稚魚がどのくらい生まれたかという調査において、マガレイの稚魚は2016年、今から7~8年前に一定の量が生まれて以降、非常に生まれる数が少ない状態が続いています。多分実際会長が食べられたのが、地元の物だとすれば、そのくらいの7歳ほどだと思います。マガレイ自体オスとメスの成長差があって、オスは、22、23センチがせいぜいですかね。メスは30センチくらいになります。寿命は10年くらいです。そういう状況なので、私共も測定のためにマガレイを買いたくて市場に行くのですが、大きな銘柄が2、3箱あるかなくらいの格好ですね。各銘柄ごとに測定することもなかなかできない状況になっております。以上です。

議長 ということは、大きい個体がいなくなるということは、そもそも、個体そのものが非常に激減するという可能性が高いということでしょうか。

阿部所長 そういう考えも成り立ちますが、もともと魚は多産、1匹が数百万とか、マガレイもたぶん200~300万個ほど産むのじゃないですか。だとすると、環境さえあえば、回復できる力はあるのだろうと思っています。マガレイ、ハタハタ、タラもそうですが、最近、春に生まれる魚の生き残りが非常に良くない状況が続いているおりまして、うちの方でプランクトン調査をしているのですが、春先のプランクトン量が非常に少ない状況が続いているので、そういうことも影響して春に生まれる魚種の生き残りが非常に悪い状況が続いているんじゃないかなというふうに思っています。

議長 ということは、何らかの海底環境とかが改善されない限り、この傾向が続くという可能性が大きいということですかね。

阿部所長 基本は水温と餌だと思うのです。種苗生産しているとわかるのですが、水温が適温で餌があれば生き残る。おもとのベースになる餌が非常に少ない状況が続いているので、厳しいことになっているのかなと思います。

議長 だんだん、幻になる魚が増えてきそうで困りますけど、わかりました。では、諮問案件ですので、この諮問内容について特に異議はないということで回答しておきたいと思います。

第4号議案

山形県資源管理方針の変更について（諮問）

議長 第4号議案、山形県資源管理方針の変更について、こちらも諮問案件となりますので、同じように水産振興課の方から、まずは説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料4を御覧ください。こちらも諮問文を読み上させていただきます。（諮問文を読み上げる）

詳しくは担当の大川の方から説明させていただますので、御審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、続いてお願ひします。

大川主査 それでは、資料の方は28ページを御覧ください。水産政策の改革の柱として令和2年12月に施行された改正漁業法ですが、水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現することを目指すものとなっています。

これまでの資源管理計画は漁業法に基づかない自主的な取り組みでしたが、従来の資源管理計画から今回移行する資源管理協定については改正漁業法で資源管理措置の一環として位置づけがなされています。28ページの下のフロー図には新たな資源管理の流れということで、書いてあります。左上から見てまいりますと、資源調査を行い情報の収集を実施し、右の方にまいりまして研究機関による資源評価があり、それを受けた後に右の方ですが、資源管理目標を示して関係者の方の意見を聞きながら漁獲シナリオを決め

て、管理措置を関係者の意見を聞き決めて、TAC や IQ 管理といった公的な管理を進めるとともに、漁業者の自主的な管理ということで、資源管理協定という知事の認定を受けて管理していくものとして、それらの管理措置の下、操業が行われ、ということで管理のサイクルが回っていくものとなっております。

漁業者により策定されている資源管理計画は資料 30 ページ目の表にお示ししますとおり、現在、県内では 8 計画がございまして、定置網、はえなわ、一本釣り、小型機船底びき網、小型いか釣り、刺し網、採貝藻、いわがき採取漁業ということで、合計 8 つの計画がございます。

資源管理計画対象魚種として、2 段目に魚種を記載しておりますが、移行にあたりましては、全ての漁獲魚種を資源管理協定の対象とする必要はなく、主だった魚種を冠して協定として移行するという必要とされております。そのため、3 段目に記載しております魚種を協定で冠する魚種候補として、資源管理方針の別紙に定める予定としております。

今回と次回 3 月の委員会におきまして、資源管理方針の別紙に協定の魚種について定めるため諮問をさせていただくことになります。

今回、資料としましては、諮問文のあとページに新旧対照表を、その後ろに溶け込み版の変更案を載せておりますが、新旧対照表の方を御覧いただきたいと思います。右の欄に変更前の現行のもの、左に変更案を記載しております。

山形県資源管理方針としまして、第 1 ~ 第 7 までは変更はございません。第 8 としまして、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらが変更になります。下線を引いております部分、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理方針の方向性は『別紙 3-1 ぶり』から『別紙 3-3 サワラ日本海・東シナ海系群』までに、それぞれ定めるものとするということで、今回新たに定めることとなります。

別紙 1-1 まあじ~別紙 1-8 ずわいがに日本海系群 B 海域までは変更ございません。

別紙 3-1 としまして、第 1、水産資源ぶり、第 2、資源管理の方向性としまして、国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。続きまして第 3 でございますが、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協

定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。第4、その他資源管理に関する重要事項は特にありません。

つづきまして、別紙3-2でございます。第1、水産資源としまして、まだい日本海北・中部、これは国の資源評価の水域の記載と合わせております。第2、資源管理の方向性としまして、国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。これは、現在の資源評価で当該水産資源の資源水準が中位であることから、このように記載しております。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする、としております。これは、現在国による資源評価には、親魚量をこの程度に残して維持すると生産量がずっと持続できるというような親魚量が公表されておらず、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められていないという状況なのですが、もし定められた場合にはそれを採用するということになります。第3といたしまして、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、第4、その他資源管理に関する重要事項は別紙3-1と同様でございます。

続きまして、別紙3-3、第1、水産資源、サワラ日本海・東シナ海系群、こちらも資源評価の水域の記載にならっておりまます。第2、資源管理の方向性ですが、国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする、としております。第3と第4は、別紙3-1と同様でございます。山形県資源管理方針の変更案につきましては、以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。引き続き質問案件になりますけれども、今 の説明に対して皆さんから質問、御意見ありましたらお願いします。

飯塚委員 協定に移すための内容だと思うのですが、数字的なことはまだどこにも示されてないということなのですか。

大川主査 数量的な表現はないです。

飯塚委員 罰則とかそういうのも検討しているのですか。

大川主査 こちらの方は県が定める資源管理方針ですので、罰則がつく場合と
いうのは漁業法であったり、漁業調整規則に基づくものになってきます。

議長 法律や条例とか政令ではないので、これそのものに罰則は付けられない
ですね。

大川主査 はい、そうですね。

議長 条例でこれを引用して、条例そのものに罰則を設けることは可能ですが
ど、この中には罰則は設けられないとよ、仕組みとしてはね。

飯塚委員 一種の努力目標みたいなもので、調整規則の中でこういったことを
決めているということは調整規則、数字はでていないが違反になるのか、ど
うか。調整規則の中でこういった努力目標を決める訳でしょ、結局。資源管
理をしましよう。

議長 調整規則で努力目標を決めるのは難しいと思いますよ。なぜかというと、
調整規則というのはそう簡単に変更できませんからね。だけど資源管理の
問題は時事刻々内容が変わる訳ですよ。それを調整規則に持ってくるとい
うことは技術的に難しいと思います。

飯塚委員 はい。

議長 先ほど、飯塚委員がおっしゃったように、何らかの協定のようなものに隨
時反映していくということが、一番現実的なのかもしれないですね。
なかなかこの資源管理の方向性というのも、よくわからないですね。國
が行う資源評価における親魚量を回復させるという。じゃあ具体的に山形
県で何をすればいいかということが、なかなか出てこないですからね。それ
こそ割当てでもしてもらわないことには。だから、あくまでも資源管理の精
神であって、具体的方策ではないのかなという印象私は受けますけどね。

鈴木委員 今、資源も無くなっている、畠もないということで資源管理をしなく
ちゃならないという考え方と趣旨には異論はないです。ただこの運用の仕方
に関しては、もっと地方が主体的に動いてもいいのかなと。要はこれを見
ると、国からある程度もう一步背中を押してもらうような後押しがないと県

では動けないと。ではなくて、マグロの時も何回か言いましたが、国がこれだけ日本の多岐にわたる漁村の文化の中で一つのシステムを全部、全国に網羅させることは無理だということがわかって、地域、エリア、県単位になっている中で、今後、資源管理を地方でやる場合は県がどうしたいのか、どうするのか、ではそのために漁協があるのか、資源があるのか。例えば、県にだって最上丸もあれば、月峯もある。もっと主体的に調査しながら国のデータを、或いは国の指針を県として、山形県としてはこうしたい、こうするのだということを言えるようなシステム作りをすれば、さらに有効性のある資源管理になるのかなと思う。

全てが他力本願だ、私はそう思う。だから国の指針を受けて動くことによって、行政は自分たちが追いつめられても、国からこうやって決められたのだと言い訳できるから。それが果たして本当に地域、地方の資源管理として現実、浜にマッチするかというと、相当ミスマッチな事例が起きるのではないかと思う。今後もっと議論を詰めるのであれば、主体的に動くためにどうするか、ということを掘り下げていくっていうのはどうかなと思います。

議長 国の大まかな方針は、どうしても全国、津々浦々に一応当てはまるということを前提で作っているのでしょうから、やはり山形県独自の事情もあるし、山形県内でも地域による独自の事情もあるでしょうから、それを本当は具体化していくのが確かに理想なのだと思います。そういう意味では山形県の資源管理方針というのは、内容に山形県の独自性がでていないですね。それは私も感じます。具体的に誰がどう考えていって、どう動くべきかというのはまた難しい問題もあるでしょうね。

ちなみに全国の都道府県の資源管理方針というのは、だいたいみんな同じような内容なのですかね。

大川主査 公表されているものを見る限りですと、正直あまり独自性というものは見られないなというのが印象です。

議長 大体似たり寄ったり、どこかの都道府県で地域のカラーを出しているというのを見たことないですか。

大川主査 そうですね。

議長 もしやれば山形県が先進県になるわけですね。

ちょっと物足りなさを感じるのはわからなくもないです。私もなんか抽象

的だなと思っています。これが具体的にどう反映するのかと言わされた場合に、どうするのだろうと思う気持ちにはなりますよね。そういったことも含めて、他に意見ありませんか。

飯塚委員 結局、入り口はこうやって漁業法を改正して、こういったことをやりたいですということであって、入り口だけでケツは閉めていない訳でしょ。数字も出でない、その県によってどうのという具体的なこともない、今出してきたのは、こういったことでやりたいですから、あなた方どうですかという答えの出しようしかないということでしょ。

現実に現場にいる我々にしてみれば、マグロみたいにハタハタだったらこの量だとかカニだったらこの量だとか、TAC ではカニの場合は決まっていますが、そういったことをこと細か、ブリにしろ、タイにしろ、そういうのを規制しますよというだけで、入り口は作るがケツは閉まってない。今の自民党の裏金問題のキックバックみたいなもので、ちょっと言葉を変えると裏口はいくらでもあるという決め方ではないかなというふうに私は判断した。これはこれでよしとするしかないのですが、そういうような解釈でものを見て良いのですかと聞きたい。

議長 それについて、反論はしにくいですね。具体的に手法と数字が出てないですからね。

飯塚委員 決まっていないから、魚種これだけ 8 項目の漁業種類によって獲る魚種が決めてあるみたいですが、悪いというわけではないですよ、ただそういう見方をしてもいいかということを聞きたいだけで。

議長 例えばサワラ一つとっても、去年は激減したわけですが、じゃあ激減したので一切獲らないようにした方がいいのか、それとも山形県だけの問題ではないわけだから、今年はもっと沢山サワラがくるのを待つていればいいのかという、それだって全くわからないですね。

飯塚委員 まあいいんですけど、いずれにしても、現場を少し眺めて、机の上にじやなくて、県に持つて行ったら、現場の意見も聞いたうえでこういった細かいところまで決める時には、参考にしてやってもらいたいと思います。マグロ一つとってもそうです、レジャー船の小さい船の 30 キロ以上のマグロしか獲ってはいけないとか、小さいレジャー船が 3 から 5 人乗せて一人 30 キロのマグロ一人 1 匹ずつ釣って果たして持って帰つてこれますか

ということまで考えてもらいたいですよ。机の上だけじゃなくて、むしろそういう型が小さいの、大きいの引っ張ってくるとかいろんな方法はあるのでしょうかけれども、実際問題可能なのかどうかということも考えていろんなことを決めるというか、見ていただきたいという気がします。マグロだって釣り客は1人1日1匹ずついいですって毎日行っていれば、商売にもなることだし、それを生活の糧にしている漁業者には、これ以上獲っては悪いとか、俺から見たら辻褄の合わないような決めかたをしているということが不思議でしようがないので、現場のことをよく見ながらそういったことを決めていただければありがたいと思います。

議長 はいわかりました。御意見として伺っておきます。

飯塚委員 はい。

栄一委員 今の話に関係のことですが、この前協定の説明会が浜において、あれは大変いいことだと思います。全員出席できたので、頭に入つたと思うし、中身も理解できたと思うのですが、国で底びきに関してマダラの話が進んでいると思うのですが、国で決めている資源量を、マグロのように県で割振りして、そこで県でどうするか、という理解でいいのでしょうか。

議長 魚種 全般についてですか。

栄一委員 今はマグロが先行してやっている状態ですが、国で全体量を県で割振りして県でどうするかというマグロみたいなやり方をするという理解で良いのでしょうか。

議長 基本的には、国としてはTAC魚種を増やしていこうとする考えと思想です。そのような管理が最終目標だと思いますが、TAC魚種をどこまで増やすかという話になるのですが。

栄一委員 その魚種のうち、底びきに関してマダラが先行してやっているが、早い物からどういうやり方をするかであれば、だいたいみんな関連すると思うけど、そういう説明も浜に降ろして、協定みたいな感じで漁協通してもいいけれども、みんなが心配しているので、どんな感じになるのか。

議長 それも、今後の動きになってくるが。

栄一委員 スケジュール的なものがわかれれば。

大川主査 はい。マダラについてはちょうど昨日ですが、マダラの系群の関係の漁師さんとか、県や研究機関などが集まって意見交換をしましたが、底びきの皆さんには漁に出られたので、昨日は参加できなかつたと思います。昨日の話は、石川の漁師さんたちなどからもいろいろ御意見いただきて、流れ的にはマダラは TAC 魚種として管理期間は 7 月から始まりますが、具体的な TAC の数字は何トンですよとくるのはまだ先なのです。最初は試行的といいますか、お試しでこんな感じで管理になるのだなど、皆さんに感じていただくために、系群全体でどれくらいだと目安をしめして、まずは最初にやってみるというステップに入るのですが、やっていく中で実際の管理をどうしていくのかという議論を並行してやっていって、今、7 月から翌年 6 月までの管理期間というところは決まっているのですが、何トンだときたものはどうやって運用していくのか、こちらの県では余りそうだけど譲って貰えないかとか、そういうやりくりの仕方も含めて、みんなで議論していきましょうというところで、昨日は話になつていました。(県の漁獲可能量として) トン数が決まるのはもう少し先ですが、そういった方向でどのようにやつていったらしいかという話し合いか、今後、トン数が実際に運用されるまで継続して議論していくことになっています。

栄一委員 昨日、ちょうど凧したものだから参加できなかつたですが、そういう情報を漁協や会を通して、漁業者はみんな心配しているので。

大川主査 昨日は漁師さん御出席いただけなかつたということもあるので、どういった内容あったのかということを底びきの御出席できなかつた皆さんに情報提供して知らせて行かなければいけないと漁協の方とも話していました。

栄一委員 そうだね、ぜひお願いします。

大川主査 先ほどマグロの話が出ましたが、資源管理方針というのは、マグロの方を見ていただいてわかるのですが、具体的な数字というのはこの方針では決めていないのです。何トンというのはこれでは決まらなくて、実際、漁獲可能量の数量設定というところで決まつてくる。こちらで何を決めていくかというと、別紙 1-3 を見ていただくとわかるのですが、総量管理にし

ます、ですとか、報告はいつまでしますとか、基本的なところを決めていきます。他の県は定置がメインのところもありますが、うちは漁船漁業が主な漁業で、数量が来たら漁船の方に配分する、定置の方は混獲管理、定置は受動的に入ってきてしまうものもあるので、ある程度数量は配分してあげて、困らないようにはしなければいけないということで、最低限の数量は定置に管理のために数量はやるけれど、残りの部分は漁船漁業のみんなで配分しましょうという配分の基準ですとか、配分のベースをどう考えるか、みたいなところを定めているのが資源管理方針ということで、具体的な数字はまた別の土俵で決まってくるものになっています。具体的な数字を決めるのであれば、方針には沿った形ですが実際どうするかというのは、また別のもう一つ議論が必要になってくるものと思います。数字が具体的に決まるものであればということですが、以上です。

議長 はい。ありがとうございました。あと、マグロに関しては、先ほど飯塚委員から漁業者が制限を受けているのに、レジャーボートが1人1匹とはいえ釣り放題ではないのかというお話をありました。一応水産庁の方ではレジャーボートの採捕についても、採捕数が一定数以上揚がると、一定期間区切って全面禁止にしています。国がレジャーボートに対して野放図に放置している状況ではないと思います。ただある程度漁獲実績が積み上がっての國の中止命令なので、漁獲実績が正しく積み上がっているかどうかという課題は残りますが、一応そのような建付けになっていますので、御理解いただければと思います。他に資源管理方針について何かありますか。

鈴木委員 はい、移行時の魚種の候補って、この中にマダイがあるのですが、マダイがはえ縄と一本釣りだけでごち網がないのはなぜでしょう。

大川主査 ごち網自体は今小底の計画でやっているので、そのせいです。魚種別の資源管理計画は8つありますが、その中にごち網というカテゴリーがないので、ということです。

鈴木委員 だから、はえなわと1本釣りは資源管理の方に移行するけど、他の漁業種類は、ないという理解でいいか。はえなわと1本釣りだけがマダイの資源管理に今後移行するという理解するべきなのでしょうか。移行時、主な魚種の候補として、はえなわ、一本釣り、刺し網にマダイがあるが、3漁法だけが資源管理協定に移行する用意があるというか。

大川主査 あくまで、例えばその魚種が多く獲れているから魚種を持ってくる
ということで、獲っていないということではないですね。

飯塚委員 どういうふうに管理するのか、わかり易く言えば混獲みたいなもの
ですよね、こち網という漁法中で主にタイを獲る訳ですけど。底びきにした
ってタイもとるし。

池田会長代理 はえなわと1本釣りにしてもタイが入っているのにごち網の鯛
が何で入らないのか、ということを言いたいのでしよう。

飯塚委員 そういう魚種がないから入ってないことはわかるが、そういった混
獲ではないが、底びきでも獲る、刺し網でもある程度獲れた、そういうた
ころまでも管理の数量がこれから出てきた場合にこれから対象にするのか
しないのか不安であるわけだ。

鈴木委員 獲っている漁法があるのだから。

飯塚委員 漁法の中だけで管理するのか、他でも獲っている魚種があるわけだ
から、そういう部分は枠外だからとしておくのか、そのへんの所もはつき
りわからないというか、ある程度のところを説明して貰わないと。

議長 実際にマダイの漁獲量からみると、小底よりもごち網の方が多いのでし
ょう、漁獲量の多いものが、なぜ抜けているのか疑問ということです
うね。

池田会長代理 簡単にいえば、そういうことですね

議長 後、計画評価の丸印は付いていませんが、マダイが1本釣りで釣られて市
場に乗る量はわずかでしょうね。多分。

飯塚委員 仮にスルメイカにしても、小型いか釣りになっているけど、底びきで
も相当の量を時期には獲る訳です。そういうのも数量的な枠がわかつて
きた時に、全くそれは考えなくともいいよとなるのか、相対的に含めてとい
うことになるのか、獲れる量は、確実な数字は当然出せない訳だけども、基
本的にどうなのか、疑問が出ます。

大川主査 漁業種類別に決めるというところもありますけれども、おおもとで県漁協さんが取り組んでいる取り組みというものがありますが、それは県漁協さんで策定しているものなので、継続になります。例えばキス刺しは、ないですけれども、キスの制限は計画や協定がなかったとしても継続になりますので、そういうことです。魚種が無くてもう取り組まなくてもいいという話にはならないです。それは資源管理計画の性質になりますが、実際獲っている魚種が並んでいるところなのですが、その魚種で取り組んでいる内容は、以前に複合的、多面的な資源管理ということで、平成の初めの方で県漁協さんの方で策定して取り組んできているものがベースになっており、それで取り組んでいる魚種について、資源管理計画にも記載したという経緯があります。新たに資源管理計画で取り組むようになったということでは、そもそもないのです。多くの体長制限などは以前からやられていて、これらの魚種で実際その魚種が獲られているので、一緒に記載しているだけのことであって、計画で新たに作ったという制限ではそもそもないわけです。それは前からずっと継続して取り組んでおられることで、これが無くなつたことで反故にされるような内容ではないですよね。なので、魚種を冠していないからといって、県漁協として取り組んでこられた全長制限だったりというのは魚種を入れないからそれは守らなくてもいい、というものにはならないです。そういうことではなくですかね。

鈴木委員 はい。わかりました。資源管理計画が表として出され、漁協が策定した資料をベースに作ったこともわかりましたが、今の状況の中で、例えばマダイの例だが、こち網等が結構な量を獲っている現状があるのであれば、過去の資料がどうあろうと、今、この資料はミスマッチなところがあるので、そこは付け加えるなりして資料を提示してもいいのかなと俺は思います。

大川主査 魚種として整理しなければならない。という話があったので、ただ、はえ縄ですという計画は作れないのです。協定というものについて、魚種を冠してということで出さざるをえないのですが。

鈴木委員 はい、わかりました。

議長 一つ私から聞いていいかな。協定ですが、これは一応採捕する人たちの実績の協定になっていますよね、理想としてはね。これは漁法ごとの各漁業者の協定なのか、例えばタイだったら、はえ縄、ごち、グループごとの協定なのか、それとも、はえ縄の中での個々の漁業者の協定なのか、ごちの中での

個々の漁業者の協定なのか、それはどういうなのか。

例えば、マダイだったら、マダイに関わる全ての漁業者が参加できるようなものになるのか、それとも代表的な漁法に関わっている人たちだけの協定になるのか、それがちょっと、なかなか見えない。それはどういいうイメージなのですかね。

大川主査 今の資源管理計画をそのまま協定に移すというイメージなので、はえ縄だったらはえ縄の皆さんで、計画を作つて参加者の名前を連ねている訳ですけども、そのグループで一つ協定を作るということになりますので、参加するグループは同じもので移行をするということですね。

議長 例えば、はえ縄ははえ縄で100人で何トン獲ろうと、ごちは20人でこれだけ獲るぞと、はえ縄と、ごちの2つのグループ間で数量の調整をしないとどつかのグループが暴走しても、慎重に数量を決めた漁法のグループは指をくわえて見てなきやいけないということになるのではないですか。

大川主査 そうなるでしょうね。

議長 それで良いの。

大川主査 数字を並べるということであればそうなるでしょうね。

議長 その後で、次に、はえ縄グループとごちグループのグループ間の話し合いとか協定が必要なのかなと私は思つてゐるのですが、それは想定してないのですか。

大川主査 この枠組みでなくてもいいのですが、そういうことが別途必要なことはあると思います。

議長 できますよ。漁協が中心となればできるのです。ただ県の資源管理方針の方向性としては、今言ったように、はえ縄グループとごちグループのグループ間に上位団体同士の話し合い、協定ということまでは視野には入れてないということになるのですか。そこがわかりにくいのだけど。

大川主査 ないです。

議長 あ、そう後は実績に任せるってことですか。

大川主査 数量管理はそもそも想定していないものなので、数量管理をしたいのであれば、また別途考える必要が出てくると思います。実際この内容は休漁日の設定ということで整理してあるものなので、直接関わらないところではあるのです。

議長 資源管理をかすめ取るけど、がちっと取り組んでいないイメージが、正直あるのですけど。

飯塚委員 今やっている組合とか、漁業者がやっている資源管理というのは休漁日の問題と小さいサイズの問題で資源を管理しましようということをみんなやっている訳ですが、今度、数量的なこと、獲る量の枠がはまつてくるマグロやカニはそこに入る訳ですが、小さいサイズはカニにしても放してはいるが、数量がでてきた場合、タイにしても、はえ縄でも獲る底びきでも獲るこち網でも獲る、色んな手法があるので、さっき言ったのはどうなのか、主な漁法以外は枠から外すのかどうなのかとか。ということは、今は数量、関係なく、資源管理ということで、獲らない、休めば当然獲れない。稚魚を放流して、資源を確保するということもひとつ的方法だろうし、そういうことから考えると研究所さんも一緒になって、放流だと漁法にても、底曳きの場合目合を大きくしてハタハタなんかも、目合の規制をしているわけだ。そういうことで資源管理を主にやってきたが、それをただ移行しますということだろうけど、また同じ話になるが、数量、総量的な話になると漁業者は一番心配な訳ですよ。そういうことの質問をしていました訳なので、今のところ決まっていないわけだから、疑問に思うところを鈴木さんも言ったように不安があるということです。やることに反対ではないですよ。

議長 数量決めることにも不安はあるけど、数量決めないことに獲らなければ。

飯塚委員 獲らなければ資源管理には当然なるだろうし、稚魚を獲らないという方法もあるわけで、漁業者としては稚魚を獲らない努力、資源管理をしているわけなので、それ以上にもっと望むとなれば量的なことにしか入っていかないわけだ。

アワビ、クロダイ、ヒラメにしても稚魚を放流して増やそうとして頑張っているわけだが、手法は色々ある中で大まかには3つしかないと俺は思うが。獲らなければ漁師は生活ができないわけなので、資源管理だけすればい

いというわけにはいかないと思う。そういうところを踏まえながら考えていかないといけないので、県とか国に持っていったときには、現場を見据えて、現場の生活を見ながら意見を言ってもらいたいと思います。

議長 協定のイメージが方針からは具体的に出てこないですけどね。

鈴木委員 同じような話で悪いが、管理計画しかり山形県の場合は土曜休漁しているからまあいいだろうという、めちゃくちゃグレーな言葉でごまかしてきたと思うが、仮に国がもう1歩この計画を前に出そうとすれば、当然数量的な数字も提示しながら、管理していく考えは持っているらしい。その時に、自分たちが前浜で果たしてどうすれば資源を5年10年20年と継続できるのかということを、もう1歩踏み込んで議論しておいて、国から言われても、いや山形県ではこうですと、国を動かすくらいの議論をしておくべきだと思う。マグロの時も言ったが、国は方針を示しています。運用はまだグレーです。だから、山形県としてはどうやって運用するのか、議論してある程度総論が出たら、それを水産庁にぶつけて、水産庁とセッションしながら国を変えていくというような、そういう流れを1つ作ることによって、将来豊かな海を後継者に残せるような山形県になると思う、そのために議論をして、今までみたいに、ただ土曜休みにすればいいのだ、目合を大きくすればいいのだということでは知恵がないと思いたいので、もう一捻り、お願ひしたいと思います。

飯塚委員 まず難しく考えないで、今までやってきた資源管理を国のお言葉に素直に移行すれば今のところは、話のしようがないわけだから。

鈴木委員 今やっている人はそれでいいですよ。今後10年20年やろうとする若い人がそれで続くか、続かないでしょ。

飯塚委員 それは、わからないじゃないですか。

鈴木委員 だから、それを見越して、ある程度制約をかけて管理をする。協定を作ることによって水揚げが落ちるから、落ちた分をどうするか、高く売るのかマイナス分を補填するか、色々方法はある、そこは知恵だから。

飯塚委員 だから、資源管理だけすればいいわけではないと俺も言いましたよね。生活ができなければ、漁師がいなくなれば資源管理もする必要がない。

漁師達が生活できるという中で資源管理をやっていかなければいけないのだから、これは将来的なこともみての話だと俺は思う。

ただ、こういう話が出てきたのは、簡単に言えば漁業法が改正になって今までその地区でやってきた資源管理のやり方をそっくりずらしたいという、簡単にいえばそういう話でしょ。これで数字をどうしてくださいとか漁法を変えなさいとかいう話ではないわけだろう。自分は単純だから、話も簡単に収まるしやり方については問題はないけれども、これを読むとおそらく新たに数字的なものが出てくるだろうからそういうのはどうなのか、具体的にはどうなのかという質問をしたけども、今は雲の上にあると同じなので。まあやり方としてはいいでしょう、賛成しますということを言っただけ。

議長 個人的な感想ですが、国が考えることより、魚の減り方の方が速いです。

それと、漁業者の減少の速度も早いです。だから私は今回の漁業法が想定している絵と現実に行っていることというのは、やはりギャップがあると思いますよ。温暖化の影響かどうかわかりませんが、魚はもっと早く減っているし、漁師ももっと早く減っているし、だから、何年か前にできたこの改正漁業法のビジョンではたしてやっていって、今の変化に追いつくのかなというと、私は取り残されるのではないかという気がしてそのへんは心配なのです。

それも踏まえて鈴木委員は、だったら国より先に山形県が動いてもっと具体的に手を打てばいいのではないかということを思うのですね。

それをどうするかということだと思うのですが、私は先ほど言ったように漁業者間の話し合い、今度は漁法グループ同士の話し合い、そういうことで公平な資源の分配、ごち網だけが儲かっても困る、はえ縄だけが儲かっても困る、だけどみんなも生きていかなくてはいけない。数量を認め合うことで、やっぱり最後は、数量は外してはできない話だと私は思いますよ。数量を話し合うときにいろんな利害が出ますから、なかなか難しい問題はあるのでしょうかけれども、その指針を県の方で出してもらえば、漁業者なり漁協も動けるのかなという気も個人的にはしています。あくまでも私の個人的な感想ですがそんなことをちょっと期待したい気もします。

伊原委員 最初の鈴木委員の質問ですが、何で漁法の中にごちが入っていないのかの答えはどうなったのですか。

議長 小底に、混ざっているという話では。

大川主査 ごちの漁師さんは小底に参加しています。

伊原委員 小底ですね。わかりました。

議長 本当は、小底とごちは違うのですけどね。

伊原委員 もう1つ、資源管理の話が出ましたが、魚の資源の量というのは正確に把握できるのでしょうか。どの位まで把握できるかというのは、どうなのでしょう。わかるのであれば。

議長 できていれば、たぶんこの間水産庁が12月にわざわざお越しになって、ハタハタが意外と減っていましたという話にはならなかつたのではないでしようか。

伊原委員 例えば半分くらいならできるとか、100パーセントは無理だとか。

議長 それは水研の方から御説明がよろしいかと思います。

阿部所長 どう答えていいかよくわからない質問ですが、魚の量っていうのは、調査の精度を上げるには、魚が獲れないと調査の精度が上がらないわけですよね。今、ハタハタみたいにいなくなってしまうと、ハタハタは何トンいるかと聞かれてもなかなか答えにくいし、マガレイみたいに市場調査に行って、年齢別の漁獲尾数を推定したくても、そのサンプルすら買うような売りがないものというのは、正確な量は調査では把握しようがないのですが、非常に少ないので良くわかる。一方、タラは水揚げまでオスで3年、メスで4年かかるのですが、徐々に稚魚が生まれて、アマコになって、寒グラになり漁獲加入して、そして今、今年7歳くらいかな。それが10歳くらいまでどんどん減っていくみたいな、そういった年齢の長い魚種であれば、ある程度の資源量というのは把握できます。そういった魚種の量と、それを狙う漁業者、漁船がどれだけあるかというところで、資源量の把握、精度が上がり下がったりします。全然漁業者が獲らないような魚であれば、資源量は全くわからないし、それを専門に狙う漁業者がいて、その隻数が把握できて、漁獲量もきっちり押さえられる、例えばスルメイカのように、そういった魚種であれば、一定の資源量を押さえるのは、割と精度を高くできますが、すごい資源量が減っているものとか、漁業者が狙わない魚については、資源量の推定はなかなか難しいというところでございます。

伊原委員 ということは、漁業者が獲らなければ資源量はわからない、ということは、早い話わからないということ。

阿部所長 どのくらいの精度かということは厳しいです。

議長 今の推定資源量というのは、漁獲実績に基づいて推測しているもので、実際にいくらいなのかというのは、なかなかサンプルがとりづらいですよね。

伊原委員 だったら、一生懸命やつていっぱい獲れば資源がいっぱいありますよ、さぼって獲らなければ少ないですよと。それは資源と漁業者がどうやるかとは全然違う。誰かが同じ漁法で、同じ時間で同じようなことをずっとサンプリングしていくのであればいいけれども、一生懸命やる漁業者と一生懸命やらない漁業者の、個人差は当然出てくるだろうけど、それは資源量とは、また別のものかなとは思うけど、まあ、わかりました。

議長 漁業が発達して、魚が少なくとも、バリバリ獲っていればたくさんいると思われるわけですよ。それでたくさんいると思っていると、ある日突然いなくなるわけです。

伊原委員 うん。だったら、わからないと思う。

議長 多分そうだと思います。

阿部所長 いるから獲れるわけで。

議長 いやいや、今の技術ならいなくとも獲りますよ。

阿部所長 いなかつたら、ハタハタのように獲れなくなりますよね。

議長 なかなか議論は尽きないですが、一応管理方針なので、この程度にして、現時点ではこれで仕方ないけれども、今後いろいろもっと考えて欲しいという意見でよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 そういうことで答申したいと思います。

第5号議案

第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の発動について

議長 次に、第5号議案になります。第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の発動について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の5を御覧ください。小型定置漁業の保護区域にかかる委員会指示の発動についてでございます。この委員会指示につきましては、もともとは昭和38年までさかのぼりまして、途中、発動の有効期間や文言を整理しながら継続して発動してきているものです。小型定置漁業を営んでいくために、記載のとおり保護区域を継続して設けることは重要なものととらえております。

この委員会指示につきましては、発動の決定後、関係者への通知や、釣具店等での啓発リーフレットの配布などを行なながら周知に努めているところでございます。

最近ですと、堅苦沢の小型定置の付近の海岸はアクセスがよいため、近年ミニボート等が多くみられる状況となっておりますので、令和3年度から堅苦沢海岸付近2ヶ所に委員会指示の周知や安全啓発のための看板を設置しておるところでございます。定置の漁業者の方からは看板設置によりだいぶ保護区域が守られるようになってきているとお聞きしております。

今回、年度末で現行の委員会指示の期限が切れることから、日付は変更しておりますが、それ以外の内容は継続して委員会指示を発動してはいかがかということでお諮りするものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 ということで内容的に前のものと特に変わっているところはございませんがこれについて御意見等ございませんか。

一同 ありません。

議長 小型定置について、最近では漁具被害などないのでしょうか。

鈴木委員 ないですね。

議長 けっこう普及したということでしょうかね。では、この内容で特に御異論ございませんね、皆さん。

一同 はい。

議長 では、この内容で今回も委員会指示を出したいと思います。

報告事項

(1) 海面における定置漁業権の免許について

議長 報告事項の(1)、海面における定置漁業権の免許について、こちらにつきましては水産振興課から説明お願ひします

伊澤主査 報告事項の1について御説明申し上げます。海面における定置漁業権の免許について、本文の方が、このことについて別添山形県公報のとおり免許されましたので御承知願します、という内容で海区漁業調整委員会会長あての文書を出しているところでございます。

内容につきましては、前回の委員会の方でも御審議いただきましたけれども、定置漁業の免許の申請者にかかる適格性について、前回の委員会におきまして適格性を認める旨の答申をいたしました有限会社仁三郎にかかる定置漁業の免許でございますけれども、切替日にあたります令和6年1月1日付にて新たな免許を行っておりますので、その御報告でございます。資料につきましては、該当の県公報を載せておりますので御覧いただければと思います。

なお免許にあたりましても、知事の方でも免許をするための審査をしておりますので、その件につきましても、適切な内容であったということでございます。

以上をもちまして、海面における漁業の免許の一斉更新に伴う諸手続きにつきましては全て終了となりましたので、それも併せて報告させていただきたいと思います。御報告については以上になります。

議長 はい。これにつきまして皆さんから御質問等あればお願ひいたします。

一同 (特になし)

議長 よろしいですね。

一同 はい。

議長 では了承ということで終了します。

(2) 令和5年度ハタハタ遊漁の結果について

議長 続きまして報告事項の第2です。令和5年度ハタハタ遊漁の結果について、これにつきましては事務局の方から報告をお願いします。

大川主査 報告の2の資料を御覧ください。ハタハタ採捕規制にかかる委員会指示につきましては、1に記載のとおり、10月に開催された委員会において例年の内容で発動が決議されました。それにかかる広報・周知活動・巡回指導につきましては、2に記載しましたとおり、10月に県公報への登載を行うとともに、釣り場への看板設置、水産関係機関や釣具店に対し協力依頼やポスターの配布を実施しました。また、12月中旬から下旬にかけて酒田北港の水路を中心に巡回を実施しました。

遊漁の状況を3に記載しておりますが、今期はハタハタ目的で来ている釣り人も見かけることが少なく、ハタハタが釣れている状況は巡回時に確認されなかったので、例年行っておりましたようなデータの引き延ばしをもって遊漁者数を推定することも難しい状況でございました。ただ、巡回時に釣獲は確認されませんでしたが、委員から情報提供がありましたので、参考として記載させていただきました。池田会長代理からいただいた情報になります、池田会長代理、ありがとうございます。

12月21日、酒田港本港の南防波堤において、4~5人で1人ポリバケツ1杯ほど釣れた。

12月24日、酒田北港において4~5人で、1人2キロほど釣れ、そのほとんどがメスであった。

12月25日、酒田北港で、釣れたのは皆オス。知り合いの方は10尾釣った。ほかに釣れた人は20~30尾。現場には20~30人いたが、釣れたのは3人ほど。日中になるとあまり釣れなくなり、たまに1尾釣れる程度となつた。

12月26日、酒田北港で、釣れたのは7~8尾ほど。隣の人は10尾ほど釣れた様子であった。

なお、秋田県の遊漁については、北部の方は釣りができたようですが、南部の方では釣れた話は聞こえてきませんでした。

4に漁業や資源の状況を記載しておりますが、12月の漁業による漁獲量は0.8トンでした。これは、前年比20%、平年比でわずか1%であり、非常に低い数字を更新しました。

日本海北部系群のハタハタ資源は令和5年度の資源評価によると、資源水準は低位・動向は横ばいとなっています。

5には委員会指示、漁業調整規則違反等について記載しておりますが、現場で釣り人に巡回指導を行った日は6日間ございましたが、ほとんど釣り人も多くない状況で、違反の現認や苦情等もなく、シーズンが終了しました。以上、御報告とさせていただきます。

議長 はい。ありがとうございます。前回委員会で万が一接岸があつたら釣らないようにという委員会指示を出した方がいいのではないかと冗談で言つたのですが、実際、接岸が池田会長代理の情報だと若干あつたみたいですが、わずかですが。

池田会長代理 21日に鼠ヶ関でもちょっと釣れたような話は、飯塚委員、聞いていませんか。

飯塚委員 いや、聞いていません。

議長 久しぶりの話ですね。秋田の南部ではあまりいい話はないですよね。金浦港もほとんど今シーズンは釣れなかつたと、ネットに書いてありましたよね。

報告なので、これについて何か質問などございませんか。

一同（特になし）

議長 これが、最後の接岸にならぬといいですが、なんかちょっと危ないですね。では、こちらは報告事項なので特に異論ないということでいいですね。

一同 はい。

(3) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示にかかる要望について

議長 はい、次、報告事項の3になります。火光利用による一本釣漁業の委員会指示は前からでているわけですけれども、それについての要望事項があ

ったということで、これについて事務局から報告をお願いします。

事務局 報告の3の資料を御覧ください。前回12月の委員会で御報告しましたとおり、現在、有効期間を令和6年1月1日から同年12月31日までとして、火光利用による一本釣漁業の委員会指示が発動しております。この委員会指示に対して、先日漁業者5名の連名での要望と山形県漁業協同組合からの副申がございましたので、御報告させていただくものです。

報告3の資料の3ページ目を御覧ください。こちらが要望書で、龍神 矢口進さん、第18久丸 齋藤壽さん、第18睦丸 池田敏行さん、七福丸 齋藤武(つよし)さん、第5平成 佐藤稔さん、この5名の漁業者の連名での要望になっています。

内容としては、真ん中あたりからありますように、委員会指示で総トン数5トン以上の船舶を使用する操業を撤廃していただくように要望いたしますということで、総トン数5トン以上の船舶を使用する操業も可能なようにしてほしいという旨の要望となっております。

理由として①～④まで挙げられていますが、まず①から見ていますが、委員会指示の最初に出されたときの議事録からの引用として、当時の操業海域は明石礁、大瀬区域、そこに5トン未満の小型船、底びき船から50トン型の船が集中したために小型船の保護を目的に5トン以上の船舶は距岸15海里及び飛島5海里以内の操業を禁止するとあります。昭和47年から50年の歳月が経過し、現在では明石礁では多い時で5隻、大瀬区域では操業船が皆無の状態です、と記載しています。

そして②として、遊漁船業で明石礁、大瀬区域外の海域での操業でワラサ、ブリが釣れること。

③本来一本釣り漁業は自由漁業であること。

④水揚げが増えることにより漁家経済が潤うこと、漁協の販売手数料、魚箱、氷の販売高が増えること。

以上の4点を理由として総トン数5トン以上船舶を操業禁止とする委員会指示の内容の撤廃を求めています。

そして、その副申として1ページから2ページ目のものになりますが、山形県漁業協同組合の組合長名で副申書がついております。1ページ目の中段あたりになりますが、以下の理由から撤廃につき御検討いただきたいということで理由が書いてあります。

1として、現在の県内の漁業着業隻数から、漁獲圧力は大きくないと判断するととともに、仮に5トン以上の船舶の漁業における火光利用が可能となった場合でも、光力は5トン未満と同じ10キロワット以下で操業するため、

他船や資源量への影響は大きくはないと考える。

2として、近年操業の安全を目的に漁船が大型化してきており、今回の要望においても5トン以上の船舶所有者5名であることと、今後も増加することが予想される。大型化の理由としては、近年の時化が多い状況の中で、操業の安全確保は最重要事項であることと、安全な操業が可能となることによる出漁回数の増加が見込まれ、漁家経営の安全につながる、とあります。

3として、遊漁船においてはトン数制限もなく、また、光力制限についても主たる海域では10キロワットが最大値となっている中で、漁業を生業とする者が制限を受けることは許容しがたいことである。

4ですが、近年の海水温上昇などの海洋環境の変化により11月12月の冬期間にかけて、ブリの回遊が多くみられ、操業を行った場合水揚げ金額の増加が見込まれるため、漁家経営の安定、維持、継続にもつながると考える。

5として、4の漁業者個人の水揚げ数量・金額が増加することにより、当漁協としても販売手数料収入や氷、魚箱、燃油の利用料が増加し增收が見込まれる。

以上の状況から、別添の要望書に対し副申しますので、特段の御理解と御高配を賜り、委員会指示の撤廃についてよろしくお願ひいたします。また、海区調整委員会において懸案事項がある場合、漁協も含めて協議させていただきたくよろしくお願ひします、との内容になっています。

この火光利用の委員会指示の経緯について、少しお話した方がよろしいかと思いまして、4ページの方を御覧ください。昭和47年当時に先進地である京都の方から火光利用によるぶり一本釣り漁業を導入したところが始まりでございまして、5トン未満の着火船で試験操業を始めたところ非常にいい成績であったため、その状況を見聞きした周りの人たちも自分も操業したいということで火光利用によるぶりの一本釣りを始める船が増加しました。その結果、新潟の方からの県外船や着火船以外の大型船も大瀬の漁場へやってきて操業するという状況になりまして、漁場が非常に混雑した状況となり、漁業者の方からの要請を受けて委員会指示の発出に至ったという経緯があります。

ただ、そのままの内容で50年たったわけではなく、内容を変えつつ今に至っているものとなっております。4ページ目の①～④は5ページ目、6ページ目に記載したそれぞれの委員会指示の内容の①～④に対応していますが、この最初①の指示が5ページ目の一番上の①火光利用によるぶり一本釣漁業は距岸15海里及び飛島の周囲5海里以内の海域においては総トン数5トン以上の漁船による操業を禁止するという内容の委員会指示となっております。

その後②の委員会指示の発出ですが、当時、底びき協議会の方から、5トン以上の大型船でもやらせてほしいという陳情書が出てきましたが、まずは5トン以上の船の制限は解除せず、着火船の方に1年間はやらせてみて、必要があればまた検討するということで陳情書に対応するのは一旦置きました。そして、ぶり一本釣り漁業は大瀬と明石礁が漁場とされました。大瀬と明石礁はすでにタイはえ縄の重要な漁場であったということがありまして、タイ浮き縄連合会から、タイ浮き縄漁業の操業時期の一本釣り漁業を禁止してほしいという旨の要望書が出されまして、その要望が尊重されて期間の設定に進んだということがございます。また、光力も無制限ではまずいということで、制限をかけるべきだという議論で、改正案を作つて議論して、②の委員会指示が発出されました。③の指示としましては、底びきと着火の漁業者の話し合いが何度もあり、話し合いの末に出た結論として、5トン以上の船の制限は外せないけれども、着火船の使う漁場以外で底びき船が望んだ大瀬の上の瀬の下りから200メートルのラインより南の区域を制限から外してほしいというところは受け入れることになって、それを委員会指示として発出したのが、③の昭和48年7月30日に県公報に載つた委員会指示になつております。

しばらくこの委員会指示が有効だったのですが、平成26年、この委員会指示が現状にそぐわないものとなつたため、見直しをしようということで、委員会で何度も協議が行われまして、見直した内容が④ということで、現行の委員会指示の内容とつながっているものとなつております。以前は対象がタイ、ブリでしたが、するめいかを除く全魚種ということで対象魚種も改められまして、光力制限の方も、LED灯の扱いをどうするかということを明記して、大型船については、距岸15海里以内等での操業禁止とエリアを区切つたものから、全域で操業禁止という内容に見直して、現行と同じ内容となり、更新を経て今に至つております。

今回の要望書には漁場は明石礁や大瀬のこと、魚種についてはブリのことが記載されていますが、実際にこの委員会指示による制限によって保護されているのは5トン未満の火光利用による一本釣りを行う漁業者ということになりますので、ブリはもちろんですが、冬期間のヤリイカや、春から秋にかけてのケンサキイカなども関係してくるものと思ひます。

県漁協さんからはこれについての県漁協からの説明は、個別に召集してくれればしかるべき者が対応すると伺つておりますので、改めて召集が必要とのことで次回の委員会で説明を求めるにしてはいかがかと考えているところでございます。御報告は以上です。

議長 ということで、長年、火光釣りは5トン未満と限定していたわけですが、その大きさ制限を解除して欲しいというふうなものが組合員から出され、それについて漁協自体もその方向で検討願いたいというような賛同の意見が示されています。背景等は今、事務局から説明があったとおりですけれども、これについて議論が必要かと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

本間和憲委員 3ページ目の、その理由というところの大瀬区域では操業船が皆無の状態です、というのは、これはちょっと当てはまらなくて。

議長 何が根拠かよくわからないですね。

本間和憲委員 365日見張っているのかはわからないですが、魚がいれば当然大瀬付近で操業していますし、大瀬の禁漁区域内のことを言っているのかどうかわからないんですけど、その区域以外にもタイ以外にもノドグロも獲つたりいろんな魚種を獲っているのでさまざまな漁業はしています。皆無つていうのはちょっと間違っていますね。やっぱり50年前の指示だと言いますが、その都度いろんな見直しもしているし、今現在、それに見合った操業で小さい船達がやっているのです。

議長 5トン未満の人達の意見はどうなのかということには触れていませんね、組合の方もね。だから意見聴取をしていないのかもしれませんね。

本間和憲委員 今後5トン以上の船が増えることが予想されるってあるんですけど、そんな増える要素があるのであれば、なおさらこの5人だけではなく、電気釣りが増えることによって、電気釣りする人は良いけど、ワニザメが寄つたり、他のはえ縄で釣る魚種には影響がすごいですよ、やっぱり。なので、これはいろんな意見を、もっと小型船の意見もしっかり聞いてやってもらわないといけないと思います。

議長 小型船の意見を集約する前にもう漁協からこういうようなものが出てしまったので、漁協の切羽詰まった感があるかなって感じもしたのですけどね。

伊原委員 まず1つ、漁協がと言うけど、漁協の役員が今ここに2人いますが、理事会ではこの議論はしていないです。

飯塚委員 していないです。

伊原委員 もう1つ、5トン以上となるとじゃあ上限はないのかということはありますよね。あとは、この火光釣りについては、遊漁の時もそうだが、いろんな船がいるので、浜のヒヤリングというか、それをもっとやっていいかなないと結論は出せないと思う。だって、そこそこの事情があるのですから。

議長 ちなみにこの5隻は酒田地区だけですよね。鶴岡地区はいないです。

池田会長代理 現実にやっている小型船の意見ということが1つと、ここにも書いてあるように時化が多い場合、小型船は時化だから休み、大型船は沖に行く、そういう問題も含めて、今やっている人たちの意見聴取は大事だと思います。いい、悪いは別として。

議長 この人たちはたぶん、10トンまでの制限などということは考えてないと思うのですよね。だって睦丸は19トンでしょ。だから上は青天井という考え方かなという気がするのですよね。

池田会長代理 見ると飛龍などは5トン以上だけど入っていませんよね。この人達が組んで組合に持っていたのかわからないけど、やっぱり委員会で揉む以前に、組合でも実際にやっている人たちがいるのだから、そのへんの意見を聞いておいてから出してもらわないことには、委員会で良いとか悪いとかいう前に、そちらの意見を聞いてからでないと、なんともできないのではないでしょうか。

議長 これはちょっと邪推かもしれませんけど、龍神と第5平成は一生懸命遊漁やっているので、遊漁者を乗せて行くということはもちろんいけないわけだけれども、そういうことも間違が起きないかなということも少し危惧される気はするのです。やっぱり火光釣りでパンパン釣れるぞと言ったら乗りたいという人が出てくるに決まっているからね、潜在的には。5トン以上がOKだとしても乗せてはいけないわけですけどね。そんなことも危惧されるなという感じがします。

本間和憲委員 誰とは言いませんが、操業中に全然ルールを守らない人たちも見受けられるので、仮にそうなった場合、自分のいいように操業しそうで、遊漁船のお客さん乗せて酒田のいろんな噂を聞くじゃないですか。まとも

にやってくれるのか疑問です。

伊原委員 今、本間委員が言ったようなことはともかく、池田会長代理が言ったように、もう少し広範囲で意見を聞くかないとここではそういう判断はできない。それから、もう1つは、遊漁船と兼業船の場合は、遊漁と漁業を使い分けて有利になろうというそういう考え方もあるので、その辺をしっかりと見極めながら、制限をかけながらもっていかないと混乱の元だから。

議長 理事会を招集する暇がなかったのかもしれません、理事会メンバーに何らかの打診はあったのかとチラッと思ったのだけど。

飯塚委員 ない。

議長 ないですよね。

伊原委員 この場で理事会のことを言われても返答できません。

議長 いや、理事会に全く触れないで、組合長名で出てくるのかなあと思って、ちょっとびっくりしたのです、けっこう大事な問題だから。

飯塚委員 この内容からいくと、5隻連名で来ているけれども、5隻にだけ与えてくれということではなく、撤廃してくれという話ですよね。

議長 撤廃です。だからいくら入ってくるかわからない。

飯塚委員 旅船、県外船も規制をかけるかかけないかも、内容には入っていないし漁業者間でも検討してもらいたい内容ですね。

議長 5トン未満の方々の意見を集約してもらってということですね。

飯塚委員 うん。特に、いろんな魚にも影響があるという話だし、大瀬、明石は、魚の集まる所なので、そういった所で、影響の強い電気で操業するのは、果たしていいのかという気もする。今話があったように、ルールを守ってくれるかどうかという心配もあるだろうし、それを規制するにあたっては県の指導船もあるけど、なかなか難しいという話も聞いているので、もっと検討した方がいいのではないかという気がします。

議長 これ数年前にもありましたね、酒田地区で。その時は5トン以上の船でアジを釣らせろという話でしたが。

池田会長代理 去年の秋、1艘で100万円もなったという話だったから、イカは不漁だしこれに行けば・・という問題もあるのだろうと思う。

議長 思うのですが、イカ釣りの船は、機材もいっぱいいろいろから、実際できるのですかね。

池田会長代理 竿だもの。

議長 竿だけど、あげる時イカのリールが邪魔にならないものですかね。

伊原委員 大丈夫だ。

池田会長代理 これは、俺としては一緒にやっている5トン未満の人達の意見を聞いてからでないと、いい、悪いは判断できない。

伊原委員 これだけでは判断できない。

議長 それとやっぱり、意見聴取を漁協主体でやってもらうしかないですよね。まさか漁協関係なく水産振興課の方であたるかというのもどうなのですかね、現実問題として。

池田会長代理 どっちが主かはわかりませんが、意見交換はある程度してもらわないといけない。

飯塚委員 仁三郎さんのアカイカの件もあるから、状況が良いのなら船が増えるのは当然のことだから。特にはえ縄の人から意見を聽かないと。その漁場を使う漁業者の意見でまとめてもらわないと自分たちが机の上で議論するにはまだ早いと思います。

池田会長代理 私もそう思います。

議長 一応、小型船の意見を何らかの方法で集約して、それからでないとお話しも

聞きませんよということで、次回いきなり組合から出てきてもらっても困りますよ、ということですかね。

飯塚委員 これだけでは揉めごとが起こるのが目に見えている。

議長 次回、組合の方でどうこうしたいみたいなことを言っていますけれども、ちょっと待ってほしいということと、その前にちゃんと利害関係がある小型船の人たちの意見を集約することもやって欲しい、その上で組合の方から来てもらって話を聞くことができますよということで、漁協の方に回答したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

鈴木委員 意見には反対ではないけど、漁協だけではなく県も入らないと、火光釣りを規制管理しているので。

議長 どういうふうな格好で意見を集約するか。どっちかが中心になるしかないですよね。

鈴木委員 どちらが中心になってもいいけど、双方が入らないと、俺は駄目だと思う。漁協だけに任せても県だけに任せても、双方が入らないといけない。

議長 これはやり方としては アンケート方式というわけにはいかないでしょうね。小型船漁業組合ってありましたよね。

池田会長代理 北部。ただ和憲委員が言っていたようにムツ縄なども関係があるのであれば、そっちの方の意見も聞かなければならないだろうし、明石で操業している人たちの意見ばかりでなく、県全体の話になってくると思う。

議長 ですよね。

伊原委員 今、池田会長代理の言ったとおりだ。たぶん、ブリなんかを狙うと深い所まで行くから、飛島の棚の周辺なども全部関係してくるから。だから相当広くヒヤリングしたりしないと、結論は出しにくいと思います。

議長 北部組合は、遊佐は入っていないでしょう。鶴岡地区に南部組合はないですね。

伊原委員 ないです。これは、いろんな経緯があって。

議長 では、鶴岡地区の小型船の意向を確認するのは、どういう団体があるので
すか。

本間和憲委員 大瀬鯛縄協議会というのがあって、はえ縄する船は99パーセン
トくらいそこに入っています。そこで意見を聞くことなりはできます。

議長 そこは、加茂や由良は入っているの。

本間和憲委員 入ってないです。

議長 では、加茂や由良の人の意見の集約というのも必要がありますよね、そこ
はどうやってやるといいのでしょうか。

本間和憲委員 ありますね、そこは、重作さん、由良の方は。

鈴木委員 そこは漁協で、声かけてもらえば。

飯塚委員 大瀬の場合、特に新潟、県境沿いの山北で釣りやらせているので、
月峯さんも結構来たりしているみたいですが、なかなか取締りが難しいよ
うな感じなので、許可するにあたってはちょっとと考えていかないとまずい
なという気がします。特に大瀬の場合、それでなくても来たりしますから。

議長 小型船は底びきのようなカチッとした全県通した組織はないのですかね。
その辺もどうやって集約するか、漁協の方も考えるでしょうから、一旦漁協
に投げて、そこに県がどういうふうに入るのかというのもなかなか難しい
でしょうかね。まずは、聴取の会に例えば県から行くとか、海区はどうなの
かということもあります。

加賀山課長 海区の指示なので、同じですけれども海区事務局という立場が良
いのかなと聞いて思いましたが。

議長 あとは例えば海区の委員から公聴会に準ずる扱いとしてね。そういう手
もあるのですよね。

加賀山課長 行ってもらえば、そんな形がイメージできますね。

池田会長代理 今、委員会でどうのこうの言えないし、組合に下駄預けて。理事が2人もいるし。

伊原委員 予測ですが、たぶんこの5名からだけだから、5トン以下の人たちから異論が出る。

議長 多分ね、利害対立しますからね。海区がどう絡むか、漁協がどう出るか、どう意見聴取をするかという問題もあるし、今言ったように小型船の単一の組織がないという話だから、その辺、第一義的には漁協からと思いますけどね。

組織としては鼠ヶ関、加茂、由良、酒田、飛島、遊佐5地区ということですね。北部小型船組合の数はどのくらいいるのでしょうか。

伊原委員 かなりいると思います。自分も良くわかりませんが。山形県北部小型船組合、遊佐町は入ってないのです。

池田会長代理 明石の電気釣りには飛島も絡んでくる。飛島の人達は来ているから。

そういう人達の意見も聞かないといけないだろうし。

本間優子委員 これはもうすでに、漁協の総意として副申みたいな感じで出されている、一見。でも、形式としては組合長の名前で出されている訳ですね。それで調整委員会の会長に出しているので、これを受けた時に調整委員会としてはその実情を把握するために、各々に事情聴取をするという命令で事務局の方から入ってもらってするというのが筋じゃないのですか。

議長 そうなると海区委員の方からも出なくちゃいけない。

本間優子委員 そうすると、その中でも実はそういうこともしないでポンとあげたということ自体がおそらく問題になるのじゃないかなって思いますよね。そういうふうになった場合に、漁協の内部でどういう問題が出るかということも踏まえて行動する必要があるのではないかなと思います。正式に言えば、こういうふうに出てくれば、調整委員会としては、きちんと事情を把握して判断しなければいけない、材料を集めるということになりますけ

ど、それをしてことによって、漁協の内部でどうなるかということも想定して、一度それをやっていいですかというのを返さないと、大変なことになると思いますが。

議長 だから、これがでてきたということは、ちょっと私口が滑ってしまったけど、切羽詰まってるなど。

伊原委員 今言ったように手順を踏んでいない。

議長 確かに踏んでない。そういう背景があるのでしょう。

本間優子委員 だから逆にそういう問題が起きるよというのを返した時に、じゃあ一旦取り下げる、ということもありうるわけですよ。それで内部で調整してから再度出しますというのが正規のルールのような気がいたしますが。

池田会長代理 うん、後から上げ足とられることもあるから。

飯塚委員 裁判所みたいに返してやれ。

本間優子委員 そうですよ。だって、5トン未満の人間に聞き始めたら、そんなこと寝耳に水だといわれて、もっと大騒ぎになつたら収集つかなくなると思います。

議長 北部小型船組合の扱いもなかなか難しいところがありますね。

池田会長代理 明石に実際に行っている人たちの意見、電気釣りをやっている人たち、その人たちのことは組合でもわかるものだし、その人たちの意見を聞いたり、飛島から来ている人たちの意見を聞いたり、やはり組合はそこまでしないといけないと思う。だから今、本間委員が言ったように、一度組合に戻して、意見を聞いてから再度という方が無難なのかもしれないと思います。

飯塚委員 同業者の理解を求める必要があるということで、返してやればいい。

本間優子委員 だってもう、調整委員会の受付印まで押されている。正規の取り扱いをされているわけですから。

議長 門前払いするわけにはいきませんからね。

飯塚委員 文章から見ると、組合がよこすからには、漁業者はこれでまとまって
いるというふうに解釈したくなるのだよね。

議長 誤解されますよね。

飯塚委員 ただ我々いるから、あれつと思ってしまったわけだけれども。

議長 では一旦は、そういうことでこれは漁協に返しますので。だから、次回に
呼ぶということにはならないと思いますので、少し時間はかかると思いま
すが、これは継続審議が必要になるのではないかという気がしますので、皆
さんもいろいろお考えください。では、報告事項ということでこの程度でと
どめさせていただきたいと思います。

(4) その他

議長 その他で委員の方から報告あればお願ひします。よろしいですか。

一同 (特になし)

議長 事務局や県の方からその他ありますか。ありませんか。

事務局 はい、ありません。

議長 では、本日の予定は全て終了しましたので、本日の委員会は終了させてい
ただきます。次回はいつでしたでしょうか。

事務局 次回は3月5日(火)、1時半からお願ひしたいと思います。

議長 では、また次回お願ひしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

上記のとおり第 425 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和6年2月6日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 伊原 光臣 

委員 佐藤 一道 

